



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

61	指定一般相談支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
62	木材業者等の登録	(林業振興課).....	1
63	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
64	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
65	保安林の指定施業要件の変更	(").....	2
66	〃	(").....	3
67	〃	(").....	3
68	〃	(").....	3
69	〃	(").....	4
70	〃	(").....	4
71	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
72	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	5

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	5
	〃	(").....	6
	〃	(").....	6

○ 監査公表

	監査公表第1号	7
	監査公表第2号	8

告 示

和歌山県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3032250569	相談支援事業所 えいと	田辺市朝日ヶ丘14-16 101号	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	合同会社サンオリエント	和歌山市新中島81-1	令和2.1.31

和歌山県告示第62号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
7008			令和 元. 12. 24	東京都中央区京橋3-1- 1 東京スクエアガー デン18F	株式会社エフバイオス 代表取締役 島崎知格	木材	新宮市佐野字下地2140 -1

和歌山県告示第63号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字滝谷1563の4
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第64号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第71号

令和元年和歌山県告示第783号（以下「告示第783号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

吉川現正

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第783号のとおり

和歌山県告示第72号

令和元年度小型マシニングセンタの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量

小型マシニングセンタ 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日

令和元年12月25日

- 4 落札者の氏名及び住所

関東物産株式会社大阪支店

大阪府大阪市西区江戸堀一丁目26番20号

- 5 落札金額

31,460,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,860,000円）

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年11月15日

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に

より公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・6・102号黒江線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市黒江字元屋敷町、市場町、北ノ町、小阪、横山
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和2年1月20日から同年2月3日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（1・4・101号高規格幹線道路海南吉備線）
海南都市計画道路（1・4・102号高規格幹線道路海南吉備線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市鳥居字慶権寺谷、小中谷、西山田、御霊
藤白字大岩、大岩山田、小安場谷、鐘吹谷、王子免、川添、鳴谷
下津町橘本字小谷原、土穴、竹ヶ淵、落合
下津町市坪字太田、道寄畑、平、嶽
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和2年1月20日から同年2月3日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

きる。

令和2年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路海南吉備線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県有田川町大字大賀畑字東山
大字天満字前山町、東原町、片山町、中片山町、南片山町
大字明王寺字東山
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田川町建設環境部建設課
- 4 縦覧期間
令和2年1月20日から同年2月3日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年11月21日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月17日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 堀 龍 雄
和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和元年11月21日
日高振興局	〃
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約1,171万円となっており、前年度末に比し約329万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約196万円となっており、前年度末に比し約7万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 証紙受払日計表において、所属長の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 郵便切手類使用簿について、4月1日の現物確認及び受払ごとの検印が行われていなかったもので、適正に処理されたい。

(オ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者の確認印欄に当日不在の職員の印が押印されている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局農林水産振興部

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 頭首工施設更新工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 不法占用棧橋撤去に係る行政代執行費用について、平成30年度末で約469万円の収入未済額が発生している。

未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成30年度末で約231万円となっており、前年度末に比し約6万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 港湾・海岸占用料の未収金については、平成30年度末で約32万円となっており、前年度末に比し約3千円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 漁港施設に係る使用料の徴収事務の委託において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 収納金の納入が遅れていた。

b 歳入金徴収（収納）計算書の提出を受けていなかった。

(オ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(カ) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立南部高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、払の枚数の記載等を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成30年度末現在で未処理となっているものが29箇所（筆）あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年11月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月17日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和元年11月28日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会給与福利課紀南分室	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

紀南県税事務所

不動産取得税の税額を誤って課税していた。今後、このようなことのないよう、複数の職員によるチェックや事務処理体制の整備に特に留意の上、事務の適正な実施を徹底し、厳正な執行に努められたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 地域・ひと・まちづくり補助事業について、地域・ひと・まちづくり補助事業取扱要領（平成10年制定）の規定と異なる事務処理を行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 地域・ひと・まちづくり補助事業において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約1,584万円となっており、前年度末に比し約168万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約352万円となっており、前年度末に比し約55万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の払込みにおいて、現金払込書が保存されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(オ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成30年度末で約783万円となっており、前年度末に比し約72万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 農林水産業使用料（土地水面）の未収金については、平成30年度末で112,698円となっており、前年度末に比し105,098円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(エ) 設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面の添付の確認ができない事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に尽力されているところであり、収入率は96.9%と前年度末に比し0.6ポイント増加しており、平成30年度末の収入未済額も約2億114万円と、約3,457万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 県税の現金収納の取扱いにおいて、不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 承継による取得に対する不動産取得税について、課税に関する調査を終えていない件数が114件となっており、前年度末に比して81件増加している。

今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否の決定等をされたい。

カ 和歌山県紀南児童相談所

(ア) 契約書で定めた支払期日より支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約271万円となっており、前年度末に比し約42万円増加している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪

問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(ウ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 事前に旅行命令がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県教育センター学びの丘

物品調達台帳において、決裁権者の押印がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立神島高等学校

(ア) 光熱水費（水道料金）の支出において、生徒ホールの使用許可を受けた者と県とが使用実績に応じて各々負担すべき額の算定を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 教員特殊業務手当において、業務実績報告誤りのため過渡ししている事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立南紀高等学校

負担金において、正当な債権者以外の者からの請求に基づき支出している事例があったため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立はまゆう支援学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「物品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。